

令和7年度

# 外部評価結果報告書

令和7年11月  
会津若松市外部評価委員会

# 目 次

|        |                        |    |
|--------|------------------------|----|
| 1      | はじめに-----              | 1  |
| 2      | 外部評価対象政策分野-----        | 2  |
| 3      | 外部評価結果-----            | 2  |
| (1)    | 政策分野 8 男女共同参画 -----    | 3  |
| (2)    | 政策分野 19 高齢者福祉 -----    | 7  |
| (3)    | 政策分野 28 雪対策 -----      | 11 |
| (4)    | 政策分野 34 景観 -----       | 15 |
| 4      | おわりに-----              | 19 |
| (附属資料) |                        |    |
| 1      | 会津若松市外部評価委員会委員名簿 ----- | 20 |
| 2      | 会議経過-----              | 20 |
| 3      | 根拠条例・要綱等-----          | 21 |

# 1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。

また、平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条において改めて位置づけている。

令和7年度外部評価では、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち、「政策分野8 男女共同参画」、「政策分野19 高齢者福祉」、「政策分野28 雪対策」、「政策分野34 景観」の4政策分野を選定し、評価を行った。

それぞれ、「政策分野8 男女共同参画」においては、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備についての評価、「政策分野19 高齢者福祉」においては、高齢者支援体制や介護予防の推進、高齢者とその家族等への総合的な生活支援などについての評価、「政策分野28 雪対策」においては、除排雪作業の情報化・効率化や除雪困難世帯の外出支援、除雪インフラの整備などについての評価、「政策分野34 景観」においては、自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成についての評価を行った。

それぞれの政策分野の評価にあたっては、担当課からの説明と質疑応答を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見として取りまとめた。

今回の評価や意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算や人員の中で全員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って市政運営に尽力されることを強く期待する。

|              |      |        |
|--------------|------|--------|
| 会津若松市外部評価委員会 | 委員長  | 八木橋 彰  |
|              | 副委員長 | 相田 サダ子 |
|              | 委員   | 原木 遊   |
|              | 委員   | 齋藤 和典  |
|              | 委員   | 小池 美紀  |
|              | 委員   | 石光 淑恵  |
|              | 委員   | 安藤 まり子 |

## 2 外部評価対象政策分野

対象の政策分野については、委員各々が評価すべきと考える分野を候補として取りまとめ、その中から委員会として以下の4分野を選定した。

| 政策目標                        | 政策                              | 政策分野              | 主管部課            |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------|-----------------|
| (政策目標1)<br>未来につなぐ<br>ひとづくり  | (政策2)<br>生涯にわたる<br>学びと活躍の推進     | (政策分野8)<br>男女共同参画 | 市民部<br>・市民協働課   |
| (政策目標3)<br>安心、共生の<br>くらしづくり | (政策5)<br>健やかで思いやりのある<br>地域社会の形成 | (政策分野19)<br>高齢者福祉 | 健康福祉部<br>・高齢福祉課 |
| (政策目標4)<br>安全、快適な<br>基盤づくり  | (政策7)<br>災害や危機への<br>備えの強化       | (政策分野28)<br>雪対策   | 建設部<br>・道路課     |
| (政策目標4)<br>安全、快適な<br>基盤づくり  | (政策8)<br>地域の活力を支える<br>都市環境の維持   | (政策分野34)<br>景観    | 建設部<br>・都市計画課   |

## 3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。

市当局は令和7年度の行政評価における参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけではなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

|            |                                                                                                                                                                                                                        |      |           |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 政策分野名      | 8 男女共同参画                                                                                                                                                                                                               | 主管部課 | 市民部 市民協働課 |
| 目指す姿       | 性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち                                                                                                                                                                         |      |           |
| 主な<br>事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画推進事業（男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進）</li> <li>● 男女共同参画推進事業（仕事と生活の調和を図るための環境の整備）</li> <li>● 男女共同参画推進事業（政策・方針決定過程への女性の参画拡大）</li> <li>● 男女共同参画推進事業（地域活動における男女共同参画の環境づくり）</li> </ul> |      |           |

## 全体の評価

「性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち」を目指し、各施策、事務事業に取り組んでおり、その中でも職場での男女共同参画の普及・定着にむけた事業者の表彰や市の審議会等における女性を増やすことで市政への参加の機会を確保しようとしていることについて評価できるものである。

その一方で 重要業績評価指標において伸び悩みが見られ、男女共同参画推進事業者の表彰制度の認知度が高いとはいえないとともに、性別での割合が設定されていることなどから本当の意味で男女共同参画が市民生活や地域の中に十分に根付いたとはいえない。

そのため、男女共同参画推進事業者の表彰制度の認知度の向上とそれに伴う事業者への動機づけを行うとともに、目指す姿の実現に向けた重要業績評価指標の検討やそれに基づいた意識づくりや社会環境づくりに取り組むことを求める。

## 評価内容

### 【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 2つの重要業績評価指標の目標を概ね達成しており、各施策が機能している結果として評価できる。本政策分野は市民の意識や社会環境という目に見えない部分の改革が主な目標となるため、今後の評価指標設定にあたっては、アンケート等による市民の主観的意識の変化などを指標とすることにも検討の余地がある。
2. 男女共同参画推進事業者表彰について、職場での男女共同参画の普及、定着を促進するうえで効果的である。表彰が社会的評価となり、事業所内での男女共同参画への理解促進等につながるが、現状、表彰の認知度が低いと思われるので、認知度を高める取組を進めるとともに、事業者にとどまらず、ボランティア等を含め、地域で活躍する女性にもスポットを当てることにも期待する。

3. 市の審議会等における女性委員数の目標値を設定し、その割合を増やすため取り組んでいることは評価できる。市政に関心を持ち、考えや疑問を男女関係なく対面で発言する場があることは貴重な機会と考える。
4. 女性人材の育成や企業就労支援により、多様な世代の女性が自分の能力を活かして働く機会を得る取組は評価できる。
5. 本市の「男女共同参画都市宣言」から 25 年が経過し、宣言の目標達成に向け様々な施策を行ってきたが、まだ市民生活や地域の中に根付いたとは言えない。一方、第 6 次会津若松市男女共同参画推進プランに基づき、積極的に市民への意識啓発を図っている点は評価できる。将来に向けては、意識改革から行動改革へ一歩踏み込んだアプローチを期待する。
6. 性別にかかわらず、多様性を尊重し一人ひとりが個性や能力を発揮することができるまちになりつつある。引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組むことを望む。
7. 高校生や事業所等への出前講座は有効であることから、より周知・推進を図ることを期待する。

#### 【政策分野全体の改善、留意すべき点】

1. 目指す姿の観点で考えると、重要業績評価指標の伸び悩みが見られ始めていることから、現状維持にならない新たな施策の検討も必要である。
2. 職場環境づくりや審議会といった仕事に関する指標だけでなく、子育てや介護に関する指標も加えながら総合的に考える必要があり、そのためには他部署との横断的な連携も必要である。
3. 男性の育児休業について、取得率は増加傾向にあるが取得日数は短い。事業者や地域団体との連携を図り、男性が安心して育児休業を取得しやすい職場風土づくりを後押しすることを期待する。
4. 男女共同参画推進事業者表彰事例を市政だより等で公表しているが、受賞後の取組状況を定期的にヒアリングし、表彰事業者によるネットワークを構築するなど情報共有できる仕組みも必要である。
5. 各種事業において様々な方法で「成果の見える化」を図り、男女共同参画の意義が市民に浸透することを期待する。

6. 重要業績評価指標の「市の審議会における女性委員の割合」は、令和5年度から達成状況が99%に達しているが、分野によって未だ偏りが見られる。多様な意見や女性の視点が政策に反映されるよう、次期総合計画においては、目標値の見直しを望む。
7. 男女共同参画に関する講演会等の参加者は意識が高い人に偏る傾向があり、身近なテーマ設定や参加しやすい時間帯・会場にするなど、無関心層や参加経験のない市民へのアプローチを検討する必要がある。また誰でも気軽に见たり触れたりすることができる広報用パンフレットなどを充実させることも効果的と考える。
8. 「女性委員の割合」という指標について、将来的には性別にかかわらず個々の意欲や適性に応じた委員の選任が行われるべきと考える。
9. 第6次会津若松市男女共同参画推進プランの中では、例えば「主人」「奥さん」など固定的性別役割分担の意識を否定する記載があるが、生き方の多様性もあることから、押しつけにならないよう見直しを含め検討すべきである。
10. 男女共同参画の推進とあわせてワークライフバランスの推進も必要である。男女を問わず子育てや介護をしながら仕事を続けられる環境整備が求められていることから、今後も働きかけと支援が必要である。

## 事務事業に関する附帯意見

### 【施策1-1 男女共同参画推進プランの推進】

1. 地域や学校、市民に対し、多様な性へのさらなる理解促進を図ることを望む。

### 【施策1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進】

1. 小中学生を対象に「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」等を実施し、男女平等や人権尊重、多様性を学ぶ機会の創出に取り組んでおり、教育委員会や学校と連携して次世代の育成や意識啓発を行っている点は評価できる。
2. 高校卒業後は自ら意識しなければ多様性や人権、男女平等について学ぶ機会はないため、高校生を対象とした出前講座も必要である。
3. 市のホームページや男女共同参画推進プランを見ると、性差別を連想する言葉を使わないよう教育しているように見えるが、個人の表現の範疇において使用して差し支えない場面もあることから、過度に学校や講座など教育の場で否定する必要はない。

#### 【施策1-3 仕事と生活の調和を図るための環境の整備】

1. 男女共同参画推進事業者表彰を通し、表彰を受けた事業者が男女共同参画を意識した取組を積極的に行っており、他の事業者への波及や地域全体に男女共同参画を進める雰囲気づくりに効果を発揮している点を評価する。
2. 受賞の有無にこだわらず、希望する事業者を対象とした研修会の開催や、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進につながる取組を啓発し、企業間の横のつながりを図るなど、更なるフォローアップに期待する。

#### 【施策1-4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

1. 起業創業支援事業等拡充のため事業費を増やす予定であるが、スキルを身に付けようとする人のうち、起業を目指す人は一握りと予想できることから、政策分野の目指す姿の観点からすると、ベーシックなスキルアップ講座を幅広く拡充させるべきと考える。
2. 起業塾の受講者について、セミナーを受けた成果の確認が必要である。起業塾などは民間でも開催されていることから、大幅に予算増額して事業拡大をする意義が男女共同参画だけでは説明がつかないのではないかと考える。

#### 【施策1-5 多様なSOGIをふまえた男女共同参画意識の醸成】

1. 性的少数者への理解は必要である。一方で、性自認を理由に女子トイレへ侵入するなど、性の多様性が認められる中で発生する事案についても、学校教育等での注意喚起の取組にも注力することを望む。

#### 【施策1-6 地域活動における男女共同参画の環境づくり】

1. 男女共同参画推進活動ネットワーク会議による成果と課題を、本市の男女共同参画の理解促進や意識啓発につなげる必要がある。
2. 町内会などの地域活動では、依然として性別による固定観念から起こる役割の偏りが見られる。担い手不足が進んでいる状況で、持続可能な地域づくりを進めるためには、男女が平等に参画できる環境整備が不可欠であることから、今後、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動を助成し、誰もが参加しやすく、地域の誇りを共有できる地域づくりに期待する。

|        |                                                                                                                                             |      |             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|
| 政策分野名  | 19 高齢者福祉                                                                                                                                    | 主管部課 | 健康福祉部 高齢福祉課 |
| 目指す姿   | 介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるまち                                                                                                  |      |             |
| 主な事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター事業</li> <li>● 生活支援体制整備事業</li> <li>● 介護給付適正化事業</li> <li>● 高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営事業</li> </ul> |      |             |

## 全体の評価

「介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるまち」を目指し、各施策、事務事業に取り組んでおり、とりわけ市民の認知症に対する理解促進が着実に進んでいる点や介護状態になる一歩手前をケアしようとしている姿勢について評価できる。

その一方で、人口減少、少子高齢化に伴い、要介護者の増加や支援する側の人材不足、見守りや支え合いの限界など重要業績評価指標では把握することのできないさまざまな課題が顕著となっている。その中でも高齢者の増加により、介護予防を行ったとしても要介護となる高齢者の増加が今後想定される。

そのため、介護予防の意識醸成やそれに向けた支援体制の構築だけでなく、それだけに偏らない高齢者のさまざまな状況に応じた支援体制について検討を求める。

## 評価内容

### 【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 重要業績評価指標として挙げている2つの指標目標を概ね達成しており、各施策が機能している結果として評価できる。特に「認知症サポーター養成講座受講者数」については、年間800名の目標に近い数値で増加しており、市民の認知症に対する理解促進が着実に進んでいる。
2. 本政策分野の目指す姿は「介護予防」であり、介護状態になる一歩手前をケアしようとする姿勢は評価できる。今後、庁内関係課とも連携を図りながら、食事指導や孤立防止の取組など、総合的な高齢者福祉対策を推進する必要がある、さらには病院と地域包括支援センターの連携による退院直後からの生活支援など、介護予防を基盤とした高齢者福祉対策の推進を期待する。

3. 介護予防の意識を高め、習慣化が進むことで一定の効果が期待できる。隣県の市町村の事例も参考に、民間企業が運営する高齢者向けトレーニング施設などの活用など、より介護予防に積極的な姿勢を示し、取組を強化することを期待する。
4. 高齢者の見守りや支え合いの体制が弱まっている現状や、支援する側の人材不足の対策として、デジタル技術の活用による業務効率化が広がることを期待する。
5. 分野を跨いだ重層的支援体制整備事業について、関係機関と連携を図りながら推進している点は評価できる。
6. 介護事業所における人材確保推進のための施策として、介護人材就職支援制度を開始した点は評価できる。当該制度により、高齢者のニーズに応えられる介護サービスの提供に期待する。
7. 年々高齢化率が上昇し、今後さらに要介護状態の高齢者の増加が予想される。そのような中、高齢者支援体制として、地域包括支援センターを中核として位置づけ、機能強化が図られている点は評価できる。
8. 関係機関等との支援ネットワークが構築され、介護・医療などの専門サービスと生活支援サービスが連携することで、市民が効率的にサービスを受けることができるようになった点は評価できる。

#### 【政策分野全体の改善、留意すべき点】

1. 高齢者の年齢に応じて抱える事情も多様化していることや、今後、後期高齢者が増えていくことから、高齢者に共通した施策を継続して実施するとともに、年齢を細分化しそれぞれの事情に合わせた施策の検討も必要である。それに伴い、従事する各種事業所等への支援についても検討の余地がある。
2. 介護予防に偏らず、要介護状態になった高齢者支援の観点からも施策を立案する必要がある。要介護者の在宅生活の支援事業は充実していると思われるが、施設サービスを必要とする程度の状態でありながらも、通所に抵抗感を持つ要介護者自身へのケアや、施設入所後により変化する住環境を整えることについても検討の余地がある。
3. 公平に介護サービスを利用できるよう、これまで以上に介護サービスの適切な給付や持続可能な介護保険制度の運営にあたることを期待する。
4. 今後、後期高齢者が増加し、入院して医療を受けることが難しくなることも考えられるため、自立した生活の支援と健康寿命を延ばすための具体的な対策が必要である。

5. 地域サロン会等を通して仲間づくりや生きがいづくりが積極的に行われていることは評価できる。一方で、実施地区は限定的であり、今後は行政からの働きかけや支援制度等を検討するとともに、町内会「保健委員」と連携し、町内における高齢者支援にあたることも必要と考える。

## 事務事業に関する附帯意見

### 【施策1-1 地域包括支援センター事業】

1. 本政策分野の中で最も予算額が多い事業であるため、費用対効果を意識した事業展開が求められる。市内7箇所の地域包括支援センターに事業委託されているが、地域住民とのつながりや交通アクセスなど、地域の実情に応じた支援が必要である。
2. 高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者などと重なった相談が増加傾向にあり、きめ細かな支援ができるよう、重層的・複合的支援体制の整備を期待する。
3. 窓口に来るのを「待つ支援」だけではなく、訪問型の「行く支援」も求められており、継続的な見守りや支援、関係構築が必要である。
4. 高齢者等の増加の背景から、ケアマネージャーの増員を期待する。

### 【施策1-3 生活支援体制整備事業】

1. 地区生活支援コーディネーターの認知度向上に向け、周知する取組も必要である。
2. 高齢者の増加に伴い、個別支援を担う人材確保が求められる。人材確保とサービス向上を図るため、国や県に対する働きかけを含め、十分な予算を確保する必要がある。

### 【施策2-1 介護給付適正化事業】

1. 本事業により、要介護認定の適正化に一定の成果があったことで、要介護認定率がどの区分でもほぼ一定の比率で推移していると考えられる。

### 【施策2-2 介護人材就職支援金支給事業】

1. 人材不足に対する一助となる事業ではあるものの、本事業は制度施行して1年目であることから、一定期間継続して事業の効果を検証し、事業の方向性を検討する必要がある。介護人材不足解消の根本的解決にはつながらないと思われるため、本事業に加え、人材確保や早期離職を防止する事業を模索し、介護サービスの質の向上を期待する。

2. 就労後6月以上の勤務を支給要件としているが、介護職員の長期的な定着のためには勤務環境整備等も重要であり、定期的な事業所への聞き取りや働きかけといった対応も必要である。

#### 【施策2-5 高齢者福祉計画・介護保険事業計画】

1. 要介護認定を受けている高齢者が増加する一方で、施設入所の待機者割合は減少傾向であることから、一見施設数が十分で良好な状態に見える。しかし、要介護度の高い高齢者であっても、様々な事情により介護サービスの利用を控えている場合も考えられることから、更なる分析が必要と考える。

#### 【施策4-1 高齢者ごみ出し支援事業】

1. 高齢者とその家族への総合的生活支援として、自力でごみを集積所に出せない高齢者には必要な事業と評価する。
2. 今後の高齢化社会において、本事業の利用者は年々増えると予想される。ごみの回収といった生活支援の側面だけでなく、見守りや安否確認の機能も考慮し、地域包括支援センターとの連携強化も必要である。また、ボランティア方式では地域の担い手が減少する中で一部に負担が偏ってしまうことから、継続性と公平性を担保した仕組みを検討する必要がある。
3. 支援対象者を介護認定の有無にかかわらず、「ごみ出し困難」と判断される市民とする仕組みも必要である。

#### 【施策4-2 寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業】

1. 事業費の大幅な増加が見込まれる中、受益者視点での負担軽減を優先する姿勢を評価する。

#### 【施策4-4 訪問給食サービス事業】

1. サービス提供日や配達地区の拡大については、日曜日にも提供することで利用者の外出等の機会が減ること、事業者が採算の合わない日に対応すること、採算の合わない地区へ届けることになることなど、多角的な視点からサービス水準を検討すべき。

|            |                                                                                                        |      |         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| 政策分野名      | 28 雪対策                                                                                                 | 主管部課 | 建設部 道路課 |
| 目指す姿       | 市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち                                                                                 |      |         |
| 主な<br>事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 除雪対策事業</li> <li>● 雪寒機械整備事業</li> <li>● 除雪対策事業【間口除雪】</li> </ul> |      |         |

## 全体の評価

「市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち」を目指し、各施策が概ね順調に行われており、とりわけ国や県との情報共有が行われている点や除雪車運行システムの導入により除排雪作業の効率化を行っていること、さらには近隣住民同士で協力し合いながら除雪が行われていた点について評価できる。

その一方で、近年の気候変動により災害級の大雪のリスクが高まっており、これまでの対応や体制では十分とはいえず、除雪の質に対する不満の声も他の市町村と比較すると多いのではないかと感じている。また、民間除雪事業者の不足などにより災害級の大雪に耐え得る体制を構築できるかどうかということにも課題があると考えられる。

そのため、これまでの除雪・排雪の成果と課題を検証するとともに、関係部局と連携しながら、最悪の事態を想定した体制づくりを求める。

## 評価内容

### 【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 除排雪作業の情報化・効率化については、重要業績評価指標である「除雪車1台あたりの除雪延長」の目標を達成しており、また、国や県との情報共有が行われている点や除雪車運行システムの導入により、除排雪作業の効率化につなげている点は評価できる。引き続き、緊密な連携による積雪時の円滑な出動体制の充実が図られるとともに、ICTを活用して市民がリアルタイムで作業状況が把握できるよう、除排雪の効率化と見える化の推進に期待する。

2. 除雪困難世帯の外出支援について、重要業績評価指標である「地域と連携した除雪困難世帯の支援体制が整った町内会」の数が目標を上回り、近隣住民同士の繋がりが見られる点は評価できる。今般の大雪においては、多くの市民が除雪に協力しており、政策分野の目指す姿である「市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち」の実現に近づいたのではと感じる。
3. 近年は予想を上回る積雪が市民生活や地域経済に影響を及ぼしているが、主要道路の安全確保や除雪車両の適切な運行管理、町内会や市民によるボランティア活動等を通して、一定の成果を上げている。今後は、人口減少が進む中で除雪を担う事業者確保に向けた取組や、市民に向けた除雪作業への理解促進のため、作業従事者の作業内容を周知する取組にも期待する。

### 【政策分野全体の改善、留意すべき点】

1. 今般の大雪を踏まえると、雪害対策本部や災害対策本部の設置に係る基準値の設定や雪捨て場の開設など、大雪の際に迅速に対応できる体制づくりも必要である。また、除排雪の人手不足の表面化、雪の活用方法に関する重要度の高まりから、施策3及び施策4に関わる重要業績評価指標についても検討の必要がある。
2. 除雪車1台あたりの除雪延長距離を重要業績評価指標としているが、必要な除雪車台数を確保できたことのみをもって施策を評価することは妥当とは言えない。近年の急激な積雪に対応する視点を加えれば、除雪作業の「時間」を数値化し、評価指標に加えることも必要だと考える。
3. 今般の想定を上回る積雪で市民生活が混乱したことから、これまでの除雪・排雪を検証し、関係部局等と協議のうえ改善する必要がある。「除雪車運行システム」については、除雪の進捗状況や除雪完了道路等のリアルタイム情報を市民と行政が共有し、除排雪事業を推進する仕組みづくりに期待する。
4. 除雪困難世帯の間口除雪について、「市へ登録している町内会数」を重要業績評価指標としているが、登録された96町内会だけで必要な除雪ボランティアが確保されたとは言えない。重要業績評価指標の設定には改善の余地がある。また、除雪ボランティアによる支援だけでなく、専門的な対応の検討や不要不急の外出を控えるような意識づけも重要である。
5. 災害級の大雪のリスクが年々高まっており、平年並みの対策では不十分と言わざるを得ない。、短時間に大量の雪が降ることを想定した対策の強化が必要である。
6. 周辺市町村に比べ、除雪の質に対する不満の声も耳にする。関係機関等とも連携を図り、そうした評価に対する検証と除雪の質の向上に向けた取組を期待する。

7. 除雪費については、予想が難しい状況ではあるが、執行見込み額を適切に算定し、交付金の要望等迅速な事務処理が求められる。また、突発的な豪雪に対応できる基金の整備も視野に検討が必要である。

## 事務事業に関する附帯意見

### 【施策1-1 除雪対策事業】

1. 今後の課題として民間除雪委託業者の確保が挙げられるが、現状の対策としては不十分であり、除雪オペレーターの確保等を盛り込んだ長期的計画を策定する必要がある。また、オペレーター資格取得のための補助や、安心できる環境づくり等の今後の取組を期待する。
2. 市民からの要望、苦情に対する受付体制の充実を図ることは評価できる。今後、よくある問い合わせには市政だよりや市ホームページでの周知を図ることを期待する。
3. 冬季間の安全確保に向け、防雪柵や歩道融雪等の除雪インフラを継続的に整備するとともに、排雪場や排雪車両を降雪前に確保する体制整備に期待する。

### 【施策1-2 雪寒機械整備事業】

1. 今般の大雪を踏まえ、除雪車更新と増車のために令和8年度予算を大幅に増額することは評価できる。一方で、累計降雪量を見ても、過去に今回の大雪を上回る累計降雪量だった年が3回ほどあり、今までに除雪車の更新が計画的に行われてきたかという点は疑問が残る。機械の老朽化も進んでいることから、計画的に更新を進めることを期待する。

### 【施策1-3 会津若松除雪対策協力会】

1. 私道の除雪対応など、官民一体となった除雪対策が必要である。

### 【施策2-1 除雪対策事業（間口除雪）】

1. 今後の雪対策として「市民協働体制」が大きな力になると考える。本市のおよそ500町内会のうち、重要業績評価指標で掲げる「地域と連携した除雪困難世帯の支援体制が整った町内会」は96町内会であることから、さらに登録町内会が増えるような働きかけに期待する。
2. 除雪困難世帯等への支援策が地域ぐるみ除雪ボランティアと一元化したことから、広報活動を通して対象世帯の拡充を図ることを期待する。

3. 高齢者や障がいのある人への除雪ボランティアネットワーク事業として、ICT 技術の活用による支援の効率化に期待する。
4. 建設部のみならず、高齢福祉課や障がい者支援課等の福祉部門などと連携した情報共有・対策を講じる必要がある。

|        |                                                                                                            |      |           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 政策分野名  | 34 景観                                                                                                      | 主管部課 | 建設部 都市計画課 |
| 目指す姿   | 自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれるまち                                                           |      |           |
| 主な事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観形成事業</li> <li>● 屋外広告物対策事業</li> <li>● 歴史的風致維持向上計画推進事業</li> </ul> |      |           |

## 全体の評価

「自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれるまち」を目指し、各施策、事務事業に取り組んでおり、その中でも歴史的風致維持向上計画推進事業によって、計画的に歴史的価値の高い建造物の保全を進めるとともに、魅力ある景観づくりが図られ、市民満足度が高い水準で維持できていることについて評価できるものである。

その一方で、空き家や空き地、廃旅館など景観保全に向けた新たな課題が顕在化しつつある。

そのため、関係部局と連携しながら、引き続き計画に基づいた景観保全に努めるとともに、空き家や空き地の活用に向けた仕組みの構築や支援制度の拡充などについての検討を求める。

## 評価内容

### 【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 2つの重要業績評価指標の目標が達成されており、各施策が機能している結果として評価できる。特に屋外広告物については、条例等に基づき、事業者への周知や理解を求めた結果が顕在化している点を評価する。
2. 本市には歴史的建造物や街並みが数多く存在し、豊かな自然環境にも恵まれている。歴史的風致維持向上計画推進事業によって、計画的に歴史的価値の高い建造物の保存を進め、魅力ある景観づくりが図られている点は評価できる。

3. 将来的には、建物だけでなく周囲の街並みや街灯など、総合的に景観保全を進める必要がある。近年では、中心市街地にも空き家・空き地が増えてきており、今後、民間事業者へ支援制度の活用働きかけや、市が譲り受けて観光等に活用できる仕組みの構築など、街並みの保全や美観維持のための新たな取組に期待する。
4. 若年層や事業者は「景観は行政が取り組むもの」という受け止め方が強く、市民が景観形成に参画する意識啓発も求められる。景観まちづくり協定に対する支援制度など、地域住民の自主的な取組を支援する制度を周知し、市民協働による「歴史と景観を未来につなぐ魅力あるまちづくり」の実現に向けた具体的な施策推進を期待する。
5. 景観法（景観条例）、屋外広告物等に関する条例、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）と、歴史的風致維持向上計画とを相互に連動させながら、目指す姿に照準を合わせて着実に進んでいる点は評価できる。
6. 七日町通りの街並み保存について、各建物間で差はあるものの、努力が感じられる。
7. 景観条例の改正により、景観法に基づく実効性の高い規制を設けられるようになったことで、届け出が必要な建築物等に対して、市が助言・指導し、年々実績を上げていることは評価できる。
8. 景観重点地区等の修景への助成や、歴史的景観建造物等の登録・指定、維持管理費助成制度は、持ち主に対する支援だけでなく、市民や観光客に歴史や由来を知らせることもつながる。本市らしい景観を作り、守る意識は、景観に関する市民満足度の高さにも表れている。
9. 会津若松市独自の屋外広告物等に関する条例を制定したことで、大規模屋外広告物の景観的配慮がなされた。また、既存不適格物件の95.7%が助成金の活用により是正された。これらは条例と担当部局の成果として評価できる。引き続き、屋外広告物の是正に向けた働きかけを継続することを期待する。

#### 【政策分野全体の改善、留意すべき点】

1. 目指す姿の実現に向けては、重要業績評価指標の「景観に関する市民満足度」が令和7年度では前年度より低下しており、中心市街地の空き店舗増加、歴史的建造物の老朽化、オーバーツーリズム等、複合的要因が関係していると考えられる。また、「屋外広告物の更新率」についても、将来的には、所有者不在による景観への影響や、条例に適用されない小さい広告物による景観の不調和等、数値では表すことのできない課題が今後表面化することに留意すべきである。

2. 住民が所有する建築物等もあることから、住民や所有者とのコンセンサスを得るため、他部局との連携や支援制度の検討が必要である。
3. 屋外広告物の既存不適格となった物件に対し、屋外広告物適正化助成制度により、47件中45件が早期是正されたことは評価できる。屋外広告物規制地域を中心市街地に限定せず、会津若松市全体へ拡大する仕組みの構築を望む。
4. 新興住宅地や郊外において、建築物の色やデザインの統一性が不十分であることから、市民への景観形成基準の周知が必要である。「会津若松市の景観基準色」をもとに、改築・リフォームの際の適合等を市民に周知することを検討すべきである。
5. 空き家、廃旅館、背炙り山風力発電計画、メガソーラー等は共通して、景観の悪化を招く問題であり、特に再エネ施設は将来の廃棄等に対する懸念が全国的に高まっている。また、ごみ処理有料化により、ごみの不法投棄やポイ捨ての増加も懸念されることから、庁内各課と連携しながら施策を推進し、情報発信を強化して市民協働で美しい本市の景観を残すことを望む。
6. 景観に関する市民満足度について、市政モニターの回答人数が少なく、傾向として把握するには有効だが、評価の信頼性に疑問が残る。機会を捉えたアンケート調査方法の検討が必要である。
7. アンケート内容の中に、周囲の自然環境についての言及がなく、検討が必要である。
8. 施策の内容欄に「豊かな自然環境の保全」の記載があるが、施策評価票には本市周辺の自然景観に関する課題や取組の記述がなかったことから、記載について検討が必要である。

## 事務事業に関する附帯意見

### 【施策1-1 景観形成事業】

1. 景観形成に向けた市民意識の高揚を図るため、「大好きな会津絵画コンクール」を実施しているものの、市民全体の関心を高めるためには物足りない。全年代が参加可能な景観形成に向けた事業や、学校や地域イベントでの学ぶ機会の創出、ワークショップの開催など、市民が主体的に景観形成に関わる仕組みを作ることが望ましい。
2. 景観形成事業の自然環境緑地に対する支援の観点から、周囲の豊かな山々の自然環境の保全にも注力することを望む。

#### 【施策1-2 屋外広告物対策事業】

1. 屋外広告物は景観に直接影響する要素であり、本市独自の屋外広告物等に関する条例を制定した結果、大規模屋外広告物において使用する色彩の低減等の配慮がなされたことは評価できる。今後、既存不適格となった、あるいは許可申請を届け出ない屋外広告物の所有者に対しては、是正にあたって粘り強く対応することを期待する。
2. 屋外広告物の更新の際、有資格者による安全点検結果報告書を添付させ、3年ごとに更新手続きを行っていることは安全管理の面から評価できる。更新手続きを行っていない、あるいは老朽化した広告物について、積極的な指導と適正管理を期待する。
3. 本市の地域特性に応じたきめ細やかな独自の許可基準を設けた会津若松市屋外広告物等に関する条例を定めていることから、県内の景観行政の牽引役となることを期待する。
4. 条例の規制について、店看板等の色に関する規制を強化してはどうか。

#### 【施策1-3 歴史的風致維持向上計画推進事業】

1. 市内に多数存在する歴史的建造物について、民間所有のため、解体等により歴史の継承が途絶えることへ危機感を持ち、所有者とコミュニケーションを取りつつ、解体の可能性がある場合は新たな所有者を模索している点や、保全にかかる多額の費用と労力を踏まえ、支援制度を検討している点は評価できる。
2. 歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けている点は評価できる一方、歴まちカードの存在自体を知らない市民もいる。多くの市民や来訪者に向け、周知・活用の取組に期待する。
3. 何気なく通り過ぎてしまう場所にも歴史があり、それらを知ることが地域に愛着を持ち郷土にほこりを持つことにつながることから継続性をもった事業とするよう期待する。

## 4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

### 【外部評価制度について】

1. 総合計画の進捗状況や成果について、市民の視点から評価が行われる点については非常に有意義である。現在は毎年、42 政策分野から外部評価委員が関心を持つ4つの政策分野を選び、評価を行うという流れだが、中長期的に成果の検証が必要な政策分野では、途中経過の報告と評価となりやすく、提言を受けてどのようになったかを見る機会がないため、提言を受けたことでどのように対応し、次年度にはどのようなことを行うかを説明する機会を設けてはどうか。
2. 30 分程度の説明で市の事業や施策を評価することの難しさがあった。
3. 外部評価では市役所内部だけでは気づきにくい「市民の視点」が入ることから、本制度による新たな課題の発見と改善策の具体化につながることを期待する。
4. 自分の専門外の分野では政策を理解するまでに一定の時間を要し、市のホームページ等を確認しながら政策の理解に努めることがやっとなのであった。
5. 要望や政策提言を加えずに、「今後どのような取組の重点化が必要か」を考えることに苦労した。
6. 今回は各政策分野に担当課が1つであり、縦割り行政の問題を感じる。KPI の設定に別の視点からの指標を加えることで、目指す姿の進捗状況がよりイメージしやすくなることから、検討すべき。
7. 外部評価委員同士のフリートークの時間を設けてもよい。
8. 学識経験者として意見する場面がなかったことから、意欲ある市民を委員としてもよいのではないか。
9. 施策評価票と委員が提出する評価票の名称を重複させない方がわかりやすい。また、施策評価票の様式について、「2. 施策の評価」欄と「5. 事務事業一覧」の各事務事業の表と見比べ、両方に同じ記載がされていることも多かったことから、施策評価表をよりシンプルな形式にしてはどうか。

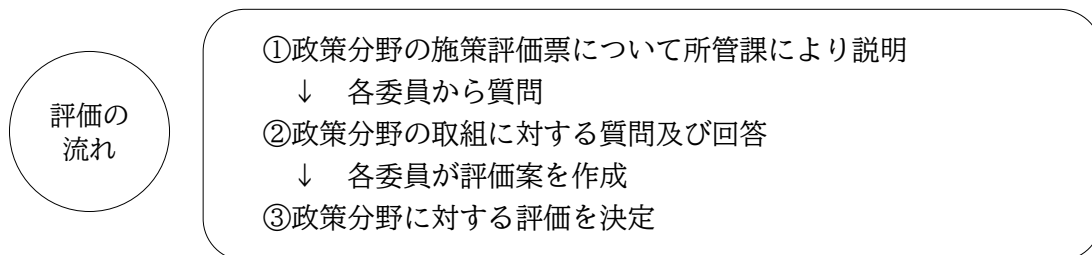
## 附属資料

### 1 会津若松市外部評価委員会委員名簿 任期：令和7年度・令和8年度

| 役 職   | 氏 名    | 備 考              |
|-------|--------|------------------|
| 委 員 長 | 八木橋 彰  | 学識経験者（会津大学短期大学部） |
| 副委員長  | 相田 サダ子 | 学識経験者（男女共同参画団体）  |
| 委 員   | 原木 遊   | 学識経験者（税理士）       |
|       | 齋藤 和典  | 学識経験者（司法書士）      |
|       | 小池 美紀  | 公募市民委員           |
|       | 石光 淑恵  | 公募市民委員           |
|       | 安藤 まり子 | 公募市民委員           |

### 2 会議経過

| 会議回 | 開催日    | 協議内容等                                           |
|-----|--------|-------------------------------------------------|
| 第1回 | 6月17日  | 概要説明                                            |
| 第2回 | 7月24日  | 対象施策（19高齢者福祉、28雪対策）説明                           |
| 第3回 | 8月25日  | 対象施策（19高齢者福祉、28雪対策）質疑応答<br>対象施策（8男女共同参画、34景観）説明 |
| 第4回 | 9月30日  | 対象施策（8男女共同参画、34景観）質疑応答                          |
| 第5回 | 10月28日 | 外部評価結果報告書 内容検討・決定                               |



### 3 根拠条例・要綱等

#### 会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

##### （行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

#### 会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

##### （開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

##### （構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 3人

##### （任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

##### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。